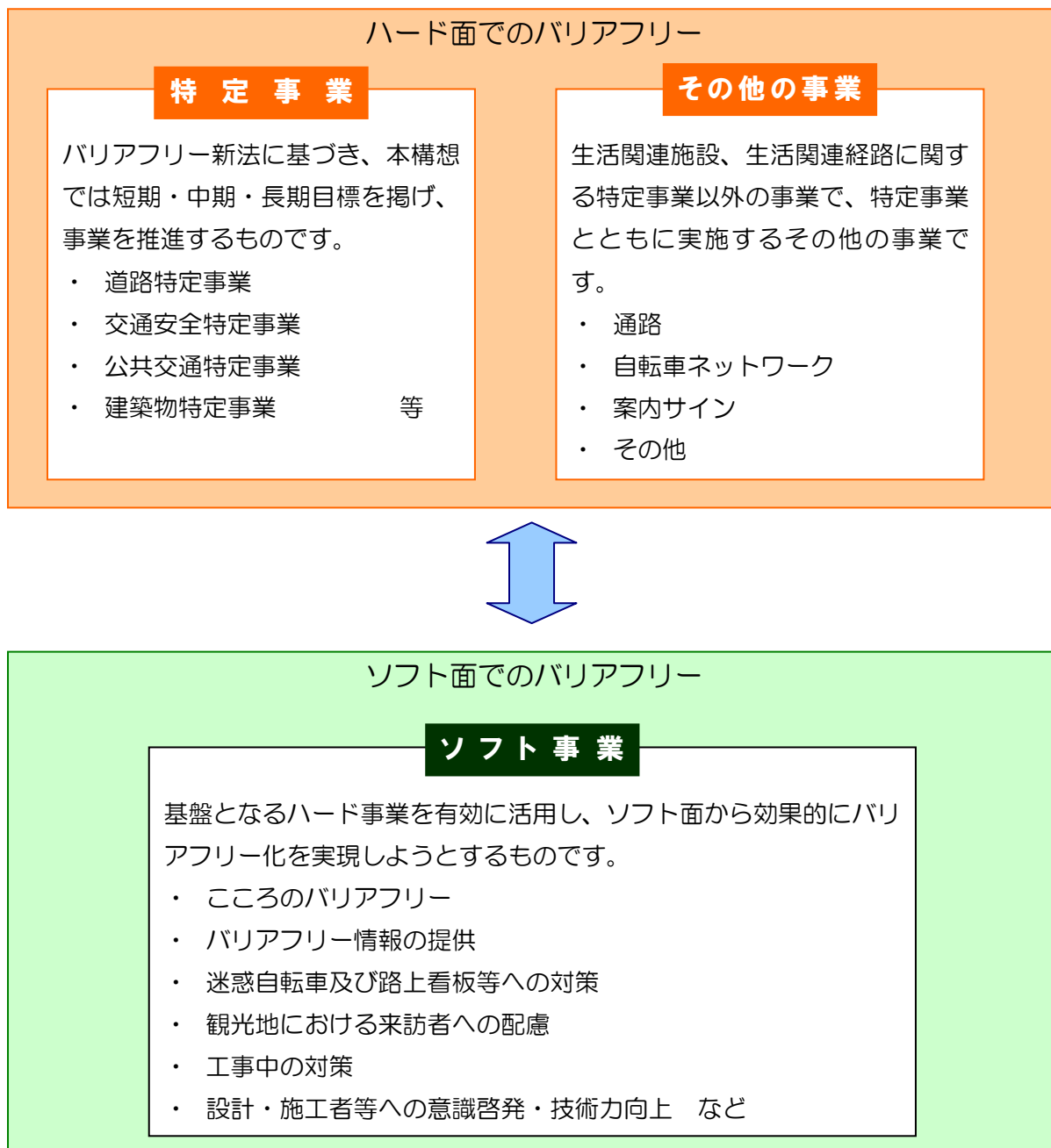


9. 実施すべき特定事業等

1) 実施すべき特定事業等の概要

(1) 実施すべき特定事業等の概要

本地区の重点整備地区における実施すべき特定事業等を、以下のように類別します。



(2) 特定事業とは

特定事業とは、移動等円滑化基本構想策定時に、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

「整備方針」では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。

整備方針にもとづき、今後の協議会の中で「実施すべき事業」を、短期・中期・長期的に分けて整理し、各事業者の取り組み内容を明確にします。

(3) 特定道路について

本重点整備地区では、既に「特定道路」として認定されている経路があります。これらは移動等円滑化基準に適合する必要があります。

表 特定経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間	整理番号
国	国道 24 号	新賀町南交差点～近鉄大和八木駅北広場交差点	国-1
		近鉄大和八木駅北広場交差点～市役所東交差点	国-2
		市役所東交差点～郵便局前交差点	国-3
		郵便局前交差点～兵部町交差点	国-4
		兵部町交差点～四条町西交差点	国-5
県	県道大和八木停車場線	八木町一丁目交差点～市役所西交差点	県-2
市	市道八木駅前通り線	近鉄大和八木駅南側駅前広場	市-6
	市道八木町・内膳町1号線	柳町交差点～八木町一丁目交差点	市-7

【特定道路】

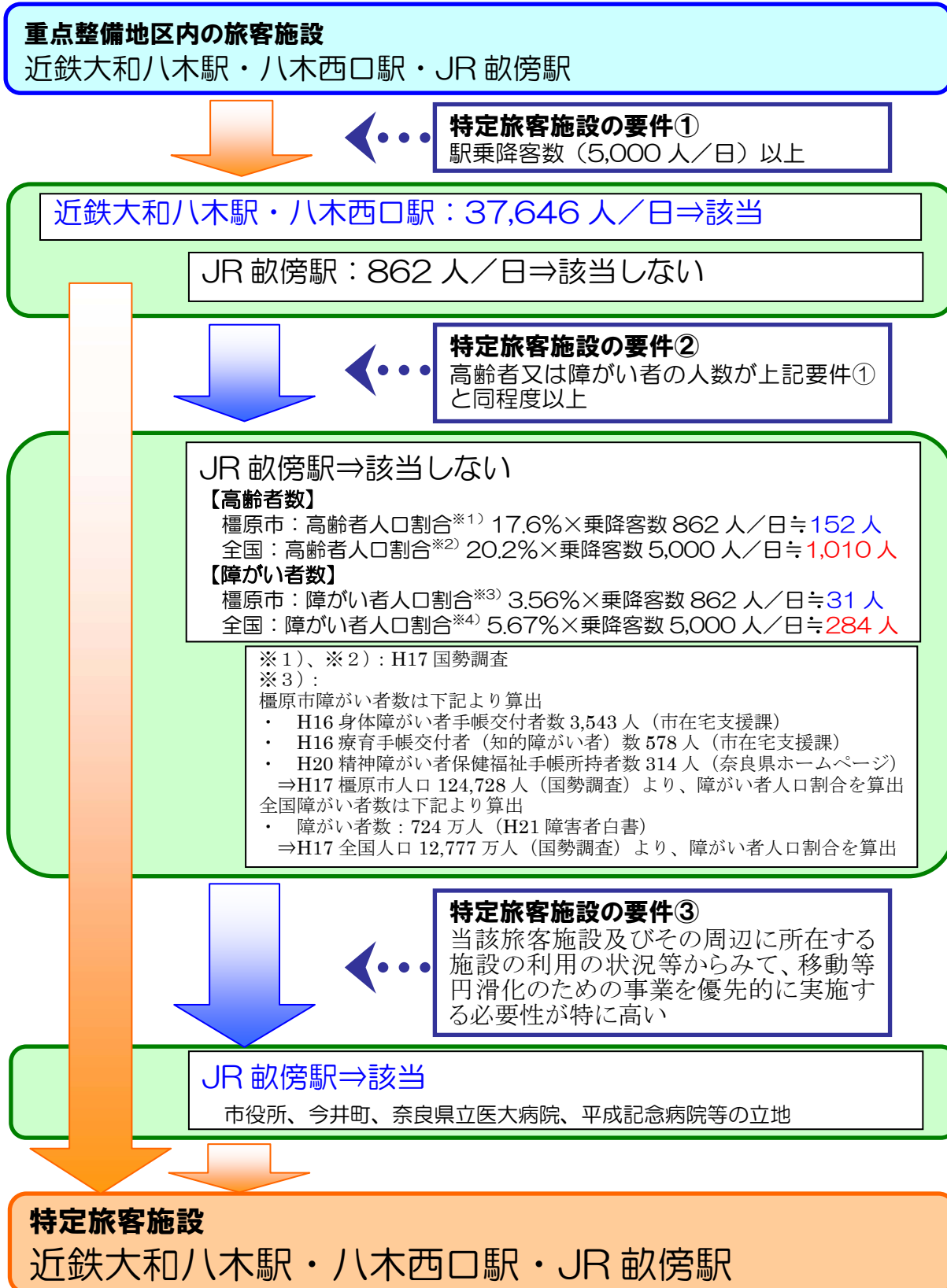
- 特定道路とは、「移動等円滑化が特に必要なものとして制令で定める道路法による道路」（法2条九）
- 国土交通大臣がその路線および区間を指定したもの。
- 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行う時は、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（道路移動等円滑化基準）に適合させなければならない。

【参考：道路移動等円滑化基準の項目】

歩道の設置及び有効幅員、舗装、勾配、歩道の高さ、車両乗り入れ部、視覚障害者誘導用ブロック、立体横断施設（エレベーター、エスカレーター、傾斜路、通路、階段）、便所、案内標識 など

(4) 特定旅客施設の設定について

重点整備地区内の主要な旅客施設については、特定旅客施設として設定し、公共交通特定事業を策定していきます。



※ 特定旅客施設の要件は、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）施行令第一条による

2)実施すべき特定事業等

(1)公共交通特定事業等

【整備方針】

公共交通特定事業では、旅客施設（鉄道駅）におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う旅客施設の構造の変更、車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）等についての整備方針を定めます。

- ・「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、駅構内の主要施設（改札口、ホームなど）間の移動経路について、エレベーターの設置等利用者が安全で円滑に移動できるためのバリアフリー施設整備を実施します。
- ・駅構内の施設（トイレの多機能化など）を利用しやすく改良していきます。
- ・ノンステップバスなどバリアフリー対応車両の導入を継続して進めます。
- ・バス停の構造や行き先案内・時刻表について、できるだけ使いやすく、わかりやすいものに改良していきます。
- ・利用者の移動等円滑化や快適に利用いただくための人的対応（接遇、筆談ボードの常備等）について、充実を図ります。

【実施すべき事業】

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
近鉄 大和八木駅	近畿日本 鉄道(株)	通路・垂 直移動 設備	●昇降設備（エレベーター）の設置（大阪線）	○		
			○下り・車いす対応エスカレーターの設置		※1	
			●階段手摺りの二段化	○		
			●改札付近から駅前広場の段差解消	○		
			○駅員呼び出しボタン位置の見直し	○		
			○階段や段差の端部の色の明確化の検討			○ ※2
		案内施 設	●点字表示等の充実（料金表、案内表示等）	○		
			●誘導チャイムの設置	○		
			○トイレ、エレベーター等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）の検討			○ ※2
			○音声案内・電光表示案内の充実の検討			○ ※2

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
		プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置	○		
			○視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（JIS 規準に統一、エスカレーター誘導）			○※2
			○車いす乗車位置の表示（車いす、視覚障がい者）		※3	
			○ホームと電車の隙間・段差の解消		※3	
			○ホームの勾配の改良（橿原線/橿原神宮前方面、大阪線/エスカレーター上部）		※3	
			○ホーム柵、ホームドア等の設置		※3	
		その他設備	●トイレの多機能化（オストメイト対応など）	○		
			○受付カウンター・券売機、乗越精算機の車いす対応の検討			○※2
			○改札幅の拡幅の検討			○※2
			○トイレ設備の配置・システムの統一化の検討			○※2
			○筆談対応の改善	○		
			○西口改札の新設		※4	
			○障がい者トイレの増設（橿原線）		※3	
		近鉄 八木西口駅	近畿日本 鉄道(株)	通路・垂直移動設備	●駅構外・ホーム間の段差解消	
●階段手摺りの改良（二段手摺り）						○※5
○階段や段差の端部の色の明確化の検討						○※2
○階段中央部への手摺りの設置					※3	
案内施設	●点字表示等の充実（料金表、案内表示等）					○※5
	●誘導チャイムの設置					○※5
	○トイレ等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）の検討					○※2
	○音声案内・電光表示案内の充実の検討					○※2
プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置					○※5

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			○視覚障害者誘導用ブロックの改良 (JIS 規準に統一)の検討			○ ※2
			○舗装の凹凸の改良の検討			○ ※2
			○乗車位置の表示(車いす、視覚障がい者)	※3		
			○ホームの勾配の改良	※3		
			○ホーム柵、ホームドア等の設置	※3		
		その他 設備	●トイレの多機能化(オストメイト対応など)	○		
			○受付カウンター・券売機等の車いす対応の検討			○ ※2
			○すべりやすい路面の改良(券売機前鉄板)の検討			○ ※2
			○待合い室ドアの改良の検討			○ ※2
			○照明の明るさの確保(地下・階段)の検討			○ ※2
			○トイレの設置(榎原神宮前方面)	※3		

- ※1 段差解消としてはエレベーター設置で対応。
- ※2 技術的には可能だが、整備には長期検討が必要。
- ※3 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造等他事業に要する費用等により、対応は困難。
- ※4 乗降人員が減少している状況で、利便性向上のための設備投資および維持運営は困難。また整備を行うとしても駅の構造や位置、西口周辺のバリアフリー整備と一体となった整備等について長期検討が必要。
- ※5 事業実施については、国(1/3)、地方自治体(1/3)からの事業費補助が前提。

■鉄道駅							
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)			スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
JR 畷傍駅	西日本旅客鉄道株式会社	通路・垂直移動設備	○昇降設備（エレベーター）の設置（跨線橋）	※			
			○改札内スロープ勾配の改良	※			
			○改札外スロープの拡幅	※			
		案内施設	●トイレ等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設の充実（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）			○	
			●点字表示等の充実（料金表）	○			
			○音声案内・電光表示案内の充実	※			
			○周辺案内施設の充実	○			
			○バリアフリー対応状況の案内（対応未対応情報、近隣駅の対応状況案内）	※			
			○非常時の連絡手段の確保	※			
		プラットホーム	●乗車位置の表示（車いす、視覚障がい者）			○	
			○ホームと電車の隙間・段差の解消	※			
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（JIS 規準に統一）			○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置			○	
			○階段下への進入防止柵	※			
			○ホーム勾配の改良	※			
			○ホーム柵、ホームドア等の設置	※			
		その他設備	○券売機の車いす対応	※			
			○券売機の音声対応	※			
			○休憩施設の充実（改札内）	※			
			○多機能トイレの設置（オストメイト対応など）	※			

※ 市事業やまちづくりと一体になった検討を要する。

■バスターミナル、バス・タクシー交通、バス停等						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
バス停	バス事業者	バス停	○路線表示・料金表・時刻表の改良（文字の見やすさ改良、点字表示等）	※1		
			○屋根、ベンチの設置（国道24号、国道169号）	※2		
			○バスロケーションシステムの導入	※3		
バス車両	バス事業者	車両	○ノンステップバス運行情報の提供	※4		
			●ノンステップバスの導入	※5		
			●車内への電光表示板の設置	※6		
タクシー	タクシー事業者	車両	●福祉タクシーの導入	○		
			○乗務員への教育訓練の強化	○		
			○筆談メモ、ボードの常備	○		

- ※1 バス停における時刻表示については、他社に比べ、比較的大きな文字で表示しているものと認識をしており、これ以上の大きな文字での時刻表記は困難。また、運賃表については、バス車内で掲出してあり、当該地域を運行する路線の多くが中長距離路線であることから、車内運賃表示器は40コマ表示とさせて頂いており、表示コマ数を減らして現状より大きな文字で表記することは困難。
- ※2 屋根、ベンチの設置について、ターミナル等主要な場所以外は、道路管理者が設置する努力を行うことになっているものと理解。特に、ベンチは、歩道幅を確保できないことから原則的に設置は困難。
- ※3 バスロケーションシステムの導入は、多くの初期投資、維持管理が必要であり、単独で導入することは困難。
- ※4 当該地域では、現在ノンステップバスが数台しか運行していないことから、整備点検等で当日運行できないケースもあるため、バス停の時刻表に、この時間には必ずノンステップバスが運行していると記載することは困難。事前に運行情報を運行営業所に電話確認して頂くことで対応。
- ※5 ノンステップバスについては、公的支援がない限り困難。
- ※6 車内への電光掲示板の設置は、今後、あらたに導入していく車両には順次、「次停留所名」を表示できる機器を設置。
- ※7 檀原市内のタクシー会社の中で専門の訪問介護事業を行っているのは近鉄タクシー、檀原タクシー、栄タクシー。

(2)道路特定事業等

【整備方針】

道路特定事業では、道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改良など）等についての整備方針を定めます。

- ・道路特定事業の対象となる生活関連経路については、安全で快適な移動空間の確保を目指し、道路の移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備を実施します。
 - ▶有効幅員 2.0m 以上の歩道を確保します。ただし、緊急性等を考慮する場合は経過措置の採用を検討します。
 - ▶主な歩道には、視覚障害者誘導用ブロックの整備、改良を行います。
 - ▶舗装の凹凸をなくすよう、舗装の改良を行います。
 - ▶歩道と車道の段差や勾配の解消に努めます。
- ・道路の適切な維持管理などを行い、道路通行の安全性や円滑性を確保します。
- ・利便施設（照明施設など）を適宜設置します。
- ・看板や電柱など障害物の除去指導を行います。

【実施すべき事業：生活関連経路/特定道路】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
国道 24 号	国	国-1	●有効幅員の確保（現状歩道有り）西側歩道		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（マンホールでの途切れの解消、西側歩道部の設置など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）（特に、近鉄百貨店と近鉄産業信用組合の間部分）	○		
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○	
			●転落防止柵位置の改良（近鉄百貨店と近鉄産業信用組合の間部分）	○		
		国-2	●歩道の設置・歩行空間の確保（交差点の一部で現状歩道無し）		○	
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
		国-3	●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、波打ち歩道の解消、交差点部）	○		
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）市役所前：（ベンチの整理、バス停改良による歩道の拡幅など）、交差点部のたまり場の確保など		○	

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、波打ち歩道の解消、市役所北駐車場前等交差点部）	○		
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○	
			○支障物件の移設・撤去・整理（バス停ベンチなど）	○		
			●グレーチングの改良（細目化）	○		
		国-4	●有効幅員の確保（現状歩道有り）飛鳥川以北	○		
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）飛鳥川以南		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）飛鳥川以北	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）飛鳥川以南		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）飛鳥川以北	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）飛鳥川以南		○	
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）	○		
			○照明の増設	○		
		国-5	●有効幅員の確保（現状歩道有り）	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（バス停部、沿道施設への車乗り入れに対する歩行者の警告、連続的敷設など）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断の基本勾配、交差点部、バス停から病院へ向かうスロープ部の水平区間確保）	○		
			●水平区間の確保（乗り入れ部）	○		
			●バス停部（乗降口付近）の勾配の改良	○		
			○支障物件の除去・指導（車止め、のぼり旗など）	○		

対象	事業者	整備項目		スケジュール		
		(●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)				
県道大和八木停車場線	県	県-2	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し：一部縁石による歩車区分あり）	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●支障物件の移設・撤去・整理（看板、電柱、縁石など）	○		
			●グレーチングの改良（細目化）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（横断、縦断、交差点部）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			○駐車スペースの確保			別途駐車場を整備中
市道八木駅通線	市	市-6	●急な横断勾配の解消【駅前広場】	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの改良（曲線部）【駅前広場】	○		
			●歩道と車道の段差の解消（車乗り入れ部、交差点部）【駅前広場】	○		
			○支障物件の撤去・整理（自転車、看板など）【駅前広場】	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸）	○		
			○屋根の連続設置（駅改札からバス乗り場まで）【駅前広場】		○	
			○照明の明るさの確保（特に通路）	○		
			○路上障害物（看板）の整理【駅前広場】	○		
			○放置自転車の撤去【駅前広場】	○		
市道八木町・内膳町1号線	市	市-7	整備済み			

【実施すべき事業:その他の生活関連経路】

対象	事業者	整備項目 (●: 特定事業、○: その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
国道 165 号 ◇南側のみ 歩道整備	県	国-6	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し） ◇南側のみ歩道整備		○	
		●有効幅員の確保（現状歩道有り） ◇南側のみ歩道整備		○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○		
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）		○		
		●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○		
		●歩道と車道の段差の解消（交差点部）		○		
		●交差点部のたまりの確保（畝傍駅前、春日神社前）		○		
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱、植栽など）		○		
		●側溝蓋の設置 ○照明の増設（道路照明の場合）		○		
国道 169 号	県	国-7	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し（兵部町交差点、小房交差点付近））			○
		●有効幅員の確保（現状歩道有り）			○	
		●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）			○	
		●グレーチングの改良	○			
		●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断）			○	
		●歩道と車道の段差の解消（交差点部段差無し箇所の解消）	○			
		○支障物件の移設・撤去・整理（外灯、電柱、標識、植栽、車止めなど）			○	
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○			
		●歩道橋の安全対策（歩道橋に頭をぶつけそうになる） ●側溝（水路）のフェンスの設置	○			
県道大和八木停車場線	県	県-1	●歩行空間の確保（歩車共存型）	○		
		●グレーチングの改良（細目化）	○			
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱、看板など）	○			
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○			
		○駐車スペースの確保			別途駐車場を整備中	

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
県道豊浦大 和八木停車 場線	県	県-3	●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
			●舗装等の改良	○		
			●側溝蓋の改良(穴が大きい)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(車止めの縁 石など)		○	
			●支障物件の移設・撤去・整理(ポール)	○		
			○照明の増設(道路照明の場合)	○		
県道大和八 木停車場線	県	県-4	●歩行空間の確保(歩車共存型)		○	
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
市道内膳町 1号線	市	市-1	●歩車共存道路の整備		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
市道内膳町 2号線	市	市-2	●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●有効幅員の確保(近鉄大和八木北口立体駐 車場北接歩道：現状歩道有り)			○
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (配置の整理、連続的敷設、バス停の案内 など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、横断、交 差点部、急な横断勾配の解消)	○		
			●歩道と車道(乗り入れ部)の段差の解消	○		
			●わかりやすい案内・誘導施設の充実(サイ ンの統一等)【駅前広場】		○	
			●グレーチングの改良【駅前広場】	○		
			●幅が広い側溝蓋の改良【駅前広場】	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(プランター、 照明柱など)【駅前広場】	○		
			●段差解消(タクシー乗り場)【駅前広場】	○		
			●障がい者停車スペースの設置【駅前広場】	○		
○放置自転車の撤去【駅前広場】	○					
○駐車禁止表示の明確化【駅前広場】	○					

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
市道北八木町2号線	市	市-3	舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	整備済		
			●障がい者駐車スペースの確保	○		
市道北八木町12号線	市	市-4	●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●自転車走行空間の確保（歩行者と自転車の分離）		○	
			●勾配のきつい箇所（縦断、波打ち歩道の解消）	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（植栽が視覚障害者誘導用ブロックを阻害、電柱など）		○	
			○標識の改良（見えにくい）	○		
市道新賀町・八木町線	市	市-5	●歩行空間の確保（現状歩道無し、踏切以南）	路側帯等で対応		
			●すりつけ勾配の改良（踏切部）	○		
			●踏切部の凸凹の改良（目詰めの設置など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●側溝蓋の設置	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
市道八木町・内膳町1号線 市道上品寺町八木町線	市	市-8	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●案内サインの設置・充実（ホーム行きスロープの案内（駅構内の案内）、周辺施設案内）		○	
			●路面の凹凸（ブロック舗装）の改良【駅前道路】	○		
			●スロープ内突起物の解消【駅前道路】	○		
			●狭い間隔の車止めの拡幅【駅前道路】	○		
市道八木町・出垣内町線	市	市-9	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
			●側溝蓋の設置	○		
市道畷傍駅前通線	市	市-10	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）（踏切以西）			○
			●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）（踏切）	○		
			○歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）南側歩道	北側で対応		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸、線路横断時の 段差解消)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消)	○		
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	○		
			●わかりやすい動線の明示(カラー舗装な ど)新蘇武橋交差点	○		
			●踏切部の凸凹の改良(目詰めの設置など)		○	
			●側溝蓋の設置	○		
			●グレーチングの改良(細目化)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)		○	
市道八木町 今井町線	市	市-11	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、橋梁端部)	○		
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(建築限界標 識、車止めなど)	○		
市道四条町 小綱町2号 線	市	市-12	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 華薨以北	○		
			●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 華薨以南		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設は十分な歩道幅員が確保で きる区間)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(横断)	○		
			●グレーチングの改良(細目化)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸)	○		
市道兵部町 2号線	市	市-13	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
市道兵部町 1号線	市	市-14	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
市道兵部町 1号線	市	市-15	●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、横断、波 打ち、交差点部)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱、縁石 など)		○	
			●歩道と車道の段差の解消	○		
市道兵部町 2号線	市	市-16	●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
市道今井町 10号線	市	市-17	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 今井小学校以東			○
			●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 今井小学校以西	○		
			●有効幅員の確保(現状歩道有り)			○
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消、交差点部)	○		
			歩道切り下げ部の位置の改良(今井地区公 民館前歩道：横断歩道への接続)	整備済		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
市道八木町 今井町線	市	市-18	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消、交差点部)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)		○	
市道四条 町・小綱町 2号線	市	市-19	●路線構成の見直し検討(両側に歩道新設)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (横断歩道部のみ)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
市道五井 町・今井町 線	市	市-20	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○		
		●転落防止柵の設置（外堀）	○			
市道八木町・内膳町3号線	市	市-21	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
（地下道）	市	他-1	●勾配のきつい箇所の改良（縦断：水平区間の確保）	1Fに横断歩道の設置を検討		
			●視覚障害者誘導用ブロックの撤去	○		
			●舗装の改良（滑りやすさの改良）		○	
			●側溝蓋の設置（スロープと階段の合流部）		○	
			●手摺りの設置（平坦部）	○		
			●手摺りの点字表示の設置	○		
○注意喚起看板の改良（自転車をおして歩く）	○					
（駅南北通路：東側）	市	他-2	○照明の明るさの確保	○		
（駅南北通路：西側）	市	他-3	○照明の明るさの確保	○		

□今井町内の歩行空間の考え方：

今井町については、歴史性や景観に配慮しつつ、以下の検討を、地域の方や道路管理者、公安委員会等と協議し進める。

- 歩行空間の確保（歩行者専用道路化、一方通行化等の通行規制と併せて検討）
- 舗装等の改良（路面の凹凸）
- 案内サインの改良（景観に配慮しつつ、夜間でもわかりやすく目立つ表示）
- 側溝蓋の設置
- 支障物件の移設・除去・指導（電柱、車乗り入れのステップなど）

(3)交通安全特定事業等

【整備方針】

交通安全特定事業では、信号機、道路標識又は道路標示の設置、生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止等についての整備方針を定めます。

- ・すべての人が、安全、円滑に交差点を横断できるよう、主要交差点には信号機（音響信号、延長ボタン等）を設置し、その他の施設の改良を図ります。
- ・狭隘な道路空間については、歴史性や景観に配慮しつつ、交通規制等を検討することで歩行者の安全性の向上を目指します。
- ・移動の障害となる歩道上などにおける違法駐車取締りを引き続き推進します。

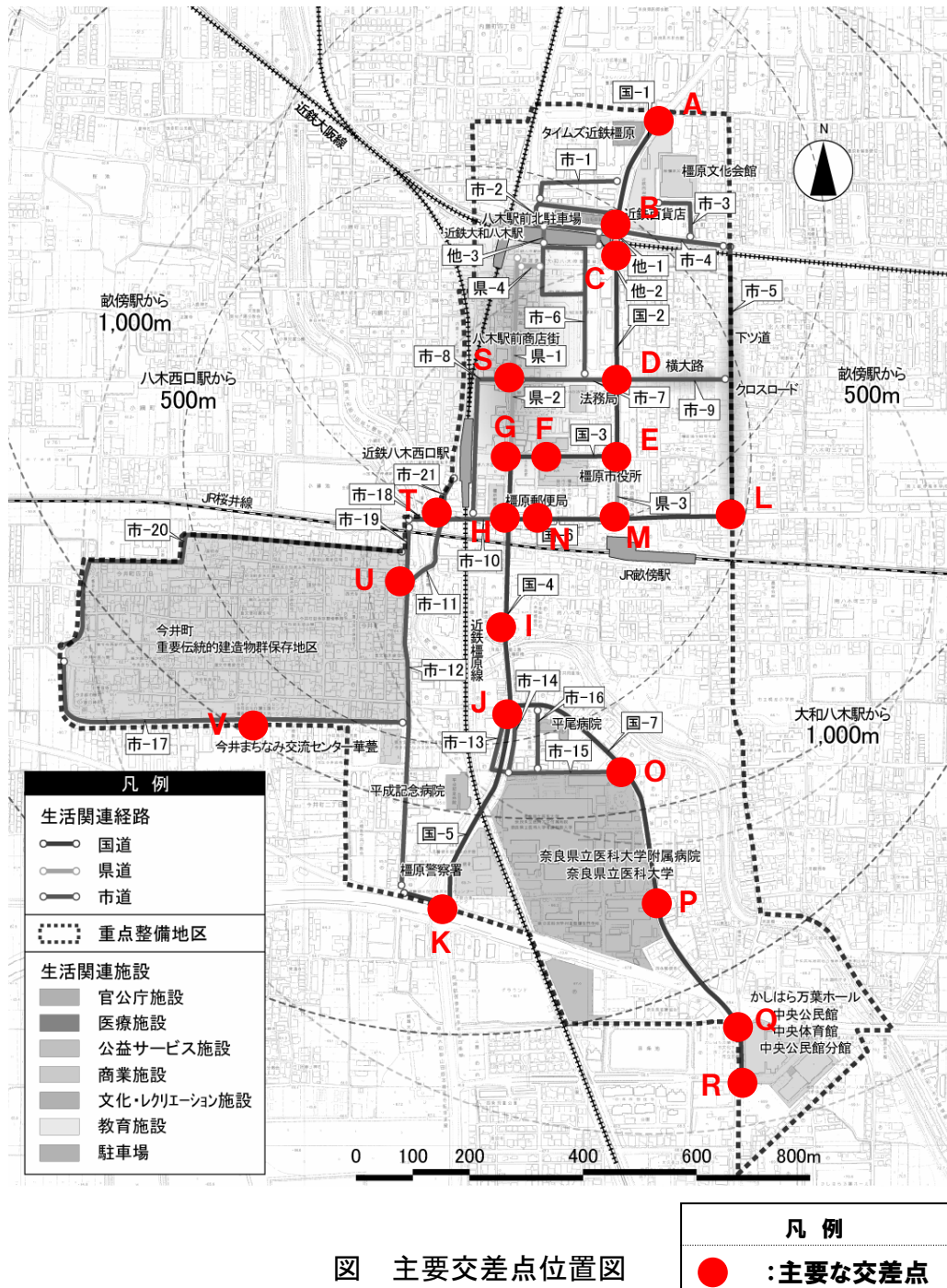


図 主要交差点位置図

【実施すべき事業】

対象	事業者	交差点 名等	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
北口 駅前 広場	公安委 員会	北口駅前 広場	●駐車禁止標識の設置と取締りの徹底	○ ※1		
A	公安委 員会	新賀南交 差点	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
B	公安委 員会	近鉄大和 八木駅北 広場	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		※2	
			●横断歩道の設置		※3	
C	—	内膳町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
D	—	柳町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
E	公安委 員会	橿原市役 所東	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
F	公安委 員会	橿原市役 所北側	○歩道部での駐車車両の取締り	※4		
G	—	橿原市役 所西	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
H	公安委 員会	橿原郵便 局前	●横断歩道の設置	要検討 ※5		
I	公安委 員会	南八木	●横断歩道の設置	要検討 ※5		
			●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
J	—	兵部町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
K	公安委 員会	四条町	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
L	公安委 員会	井戸の辻	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
M	公安委 員会	JR畝傍駅 北側三差 路	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	※6		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	※6		
			●横断歩道の設置	要検討 ※5		

対象	事業者	交差点 名等	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
N	公安委員会	樫原郵便局前交差点東方交差点	●信号機の設置	※6		
O	公安委員会	奈良県立医大病院東	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
P	公安委員会	四条新町	歩行者用信号の設置	整備済み		
Q	公安委員会	小房町	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
			●信号灯器の大型化・方向の明確化	要検討 ※7		
R	—	市立体育館前	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
S	公安委員会	八木町1丁目	●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
T	公安委員会	高橋	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
U	公安委員会	蘇武橋西詰め	●視覚障がい者附加機能の整備	※6		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）			
V	公安委員会	今井小学校前	●信号現示の改良	○※8		

□今井町内の歩行空間の考え方：

今井町については、歴史性や景観に配慮しつつ、以下の検討を、地域の方や道路管理者、公安委員会等と協議し進める。

- 歩行空間の確保（歩行者専用道路化、一方通行化等の通行規制と併せて検討）

- ※1 標識の設置については法令に基づき必要数を設置しており問題無し。取締りについては樫原警察署で随時対応。長期的には道路管理者による駅前広場の整備も必要。
- ※2 現況では地下道があり主道路の横断歩道が無い。
- ※3 交通の安全を考えた場合は、地下道がより有効。（スロープの改良と合わせた検討）
- ※4 取締りについては随時対応。歩道駐車させないための道路管理者の対策も必要。
- ※5 横断歩道の設置については道路形状、横断者数等総合的な判断が必要。
- ※6 現在、信号機が設置されていない。信号機の設置については道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的な判断が必要。
- ※7 信号灯器のLED化を検討。
- ※8 道路改良の進捗に併せて検討。

(4)建築物特定事業等

【整備方針】

建築物特定事業では、建築物自体のバリアフリー化、生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物の整備等についての整備方針を定めます。

- ・ 高齢者や障がい者をはじめとした多くの人の利用が見込まれる建築物については、奈良県福祉のまちづくり条例に基づいた施設（通路やスロープ、エレベーター、トイレ、駐車場等）のバリアフリー化を推進します。
- ・ 大規模な施設では、誰もがわかりやすい案内誘導を図ります。
- ・ すべての利用者が嬉しくなるように、利用者の立場に立ったおもてなしの充実を図ります。
- ・ 生活関連経路に面する施設については、周辺道路の整備などと連携した段差の解消、間口の有効幅員の確保等バリアフリー化整備を推進します。

【実施すべき事業】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原市役所	橿原市	●障がい者用駐車スペースの増設	○		
		●スロープの拡幅（南棟・北側）			○※
		●スロープの設置（西棟）			○※
		●滑りやすい舗装の改良（特に北棟・屋内スロープ、南棟・北口スロープ部）	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		○車いすの高さに対応した記入台の設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの色の明確化（周辺色との輝度比の確保）	○		
		●エレベーターへの音声案内の追加			○
		●エレベーターへの窓の追加			○※
		●エレベーターの設置（北棟）			○※
		●多機能トイレの増設（南棟）			○※
		●一般トイレへの洋式の増設			○
		●障がい者トイレの多機能化（北棟）			○※
		●一般トイレ入り口の段差の解消（北棟）	○		
○屋内明るさの確保（段階的な照度ダウン・階段部の照度の向上）	○				

※ スロープ、エレベーター、トイレの改良・新設は他事業に要する費用との関係で困難。既設のバリアフリー設備への適切な案内誘導で対応。大規模な改修が必要な項目は建物改築時に対応。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
檀原警察署	奈良県警	檀原警察署	●便所に水洗器具（オストメイト対応）を設置			○
			●入口階段への手摺りの設置		○	
			●入り口スロープへの手摺りの設置		○	
			●車いす使用者駐車施設（350cm）の設置（既設駐車スペースは幅員が270cmが2ヶ所）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの敷設（道路から受付）	○			
		近鉄大和八木駅前交番	●入口段差の解消	○		

※ 檀原警察署は4階建てでエレベーターはないが、2階以上は不特定多数の方が自由に利用できる施設でないため、1階のみを整備対象。1階の受付には職員が常駐しているため、人的サポートが可能。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
法務局（奈良地方法務局檀原出張所）	法務省	●障がい者トイレの多機能化（ベッド、オストメイト対応）と案内の充実		※1		
		○車いすに対応した申請カウンターの設置		※2		

※1 ベッド、オストメイト対応については、スペースの問題もあり、庁舎の改築等の際でなければ対応が難しい。改修の際には、設置について検討。また、身障者用トイレへの案内が不十分な点については、トイレの表示に併せて身障者用トイレを設置している表示をするなどの対応を検討。

※2 申請カウンターとして車いす対応のものはないが、車いすを御使用のお客様が来庁された際には、入り口右手の窓側近くに丸いすを置いている机があり、そこで車いすのまま記載していただいている。なお、申請カウンターについては、カウンターの更新時に、車いす対応も可能な仕様とする等検討。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原文化会館	奈良県	●入り口段差の解消			○※
		●入り口の段差の表示（当面は、段差があることを表示するための蛍光塗料等を塗布）	○		
		●スロープの増設（南側）			○※
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）			○※
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○※
		●電光掲示板の設置（文字・映像情報の提供）			○※
		●エレベーターの拡大			○※
		○エレベーター内照度の向上			○※
		●多機能トイレの設置			○※
		●障がい者トイレの改良（ドア）	○		

※ 大規模な改良を要する項目は建物改築時に対応を検討。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
かしはら万葉ホール	橿原市	●階段手摺りの設置	○		
		●コンクリートの蓋の穴の改良（南側玄関付近）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置（進入経路、外周部、階段部）		○	
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大）	○		
		○多機能トイレの増設	案内表示の充実で対応		
		●ホール内トイレ男女別・障がい者トイレの配置の改良（男女共同型に変更）	○		
		●男女別・オストメイト用トイレへの案内充実	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
		休憩施設の充実	整備済		
市立中央体育館・中央公民館	橿原市	●障がい者（エレベーター）動線案内の明確化		○	
		●障がい者トイレの多機能化（ベット、オストメイト対応）		○	
		●一般トイレの段差の解消	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
		●車いすの高さに対応した受付カウンターの設置			○

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
		●階段手摺りの設置	○		
中央公民館 分館	橿原市	●アプローチ部の歩道の設置			○
		●スロープへの手摺りの設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置（屋外経路、階段）			○
		●階段端部の色の明示	○		
		●滑りやすい舗装の改良（玄関）			○
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
		●障がい者トイレの多機能化			○
		○屋内明るさの確保（段階的な照度ダウン・階段部の照度の向上）	○		
		視覚障害者誘導用ブロック上の障害物（マット）の撤去	撤去済		
○歩行障害物（駐禁看板-前面道路、いす-1Fスロープ付近）の整理	○				
今井町まちなみ交流センター華蓋	橿原市	●障がい者駐車スペース表示の改良（看板の設置）	○		
		●入口階段への手摺りの設置	○		
		○一般トイレへのシャワートイレの設置	○		
近鉄大和八木北口立体駐車場	橿原市	●障がい者駐車スペースの増設	○		
		●障がい者駐車スペースから外部への通路の拡幅	○		
		障がい者駐車スペースの適切な運用（三角コーン等障害物対応）	対応済		
		●1Fまでつながるエレベーターの設置			○※
		●階段端部の色の明確化	○		
		●階段への適切な手摺りの設置（太さ、高さ）	○		
		●多目的トイレの設置			○
●使いやすいトイレ位置の変更			○※		

※ 構造的に困難。改築時に対応。当面はバリアフリールートの適切な案内誘導で対応。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
檀原郵便局	郵便局	○入り口への視覚障がい者用チャイムの設置	※1		
		○車いすの高さに対応したカウンターの設置	※2		
		○スロープの改良	※3		

- ※1 現在視覚障害者誘導用ブロックを設置。当支店においては1つ目の自動ドア内に「ATM」及び「時間外窓口」があり、郵便局窓口はもう一つの自動ドアに入る必要がある。現状として、ATM等で視覚障がい者のお客様が迷われている場合は、時間外窓口社員が声をかけてご案内。
- ※2 現在窓口にはローカウンターが2箇所あり、車椅子のお客様に対応。または、社員がお客様ロビーに出てお客様に対応。
- ※3 東側の入り口は歩道からスロープ又は階段になっているが、南側の入り口は段差なし。お帰りになる際は、南側の出入り口を案内。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
奈良県立医科大学附属病院	同左	○診療科の区別がわかりやすい待合スペースの改良			○
		●建物内段差解消、スロープの勾配の改良		○	○
		●入り口への視覚障がい者用チャイムの設置			○
		●点字案内板への音声案内の追加			○
		○駐車場内の歩行者動線の明示			○
		●外来者用エレベーターの設置	○		
		○総合受付の改修及び総合案内業務の充実	○		
		○車いすに対応した受付カウンターの設置	○		
		○案内・誘導サイン板の改良・充実（文字の拡大等）	○	○	
		●外来部門のドアの改修（スライド方式への変更）	○	○	
		○外来、A病棟6階南、A病棟7階南、一般教育校舎、基礎医学校舎トイレの改修（洋式化及びシャワートイレ完備）	○		
		○医局棟1階廊下、中央放射線部待合ホールの滑りにくい床面への改修	○		
		○A病棟6階南、A病棟7階南廊下への手すりの設置	○		
●A病棟6階南、A病棟7階浴室の改修	○				
平成記念病院	同左	●トイレ入り口段差の解消（北館1F男女トイレ、北館2F男女トイレ、北館3・4・5・6F男女トイレ、北館病室個室トイレ）	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
		●障がい者トイレの増設（1F・2F 外来707及び北館3・4・5・6F 病棟707、南館3・4F 707部分）		○	
		●北館全トイレの洋式トイレ化（和式トイレの改修）と全トイレのウォシュレット完備	○		
		●浴室入口の段差解消（北館3・4・5・6F 病棟浴室、北館病室個室浴室）		○	
		●北館エレベーターの音声ガイドの設置	○		
		○北館エレベーター扉閉鎖の制御装置に赤外線センサー取付	○		
		●北館エレベーターかご内及び乗降ロビーに点字その他の方法による制御装置を設置	○		
		●北側駐車場から2Fへのエレベーター設置		○	
		●南館エレベーターの増設			○
		●階段の二重（上下）手摺の整備	○		
		●北館階段部分のフロア、手摺への点字整備	○		
		●館内案内版への点字表示及び音声案内整備	○		
		●駐車場からの視覚障害者誘導用ブロック整備	○		
		●館内入口にインターフォン設置	○		
		●聴覚障がい者に対する、外来診療時の呼び出し設備整備（ハイブレーション設備）	○		
		○北館2F 外来ロビーの照度改善	○		
平尾病院	同左	●健診センター入口段差の解消	○		
		●道路より病院玄関内までの視覚障害者誘導用ブロック設置	○		
タイムズ近鉄橿原	近鉄百貨店	●入ロースロープにおける、緩勾配動線への誘導案内の追加	○		
		●多機能トイレへの改良			○
		●案内誘導表示の改良（表示の拡大、路面への表示）			○
		●精算機への文字・映像表示の追加			○
		エレベーターの拡大	15人乗りを整備済		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
近鉄百貨店	同左	●視覚障害者誘導用ブロックの設置（B1、立体駐車場1F）	○		
		●エレベーターへの点字表示の設置			○
		○1Fロビーの歩行障害物の整理（休憩施設）	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）			○

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
八木駅前商店街	同左	●入口段差の解消、間口の有効幅員の確保	※		
		○利用者の立場に立ったおもてなしの充実	○		

※各店舗の構造の違いなど、課題が多岐にわたるため、統一的に整備を進めるのは難しいが、ソフト事業の充実と合わせて検討。

(5)移動等円滑化のためのその他の事業

【整備方針】

①通路

特定事業の対象とならない生活関連経路のバリアフリー整備等については、バリアフリー新法によって設けられた、移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度（重点整備地区内の土地の所有者等が締結）の活用等による、重要な経路のバリアフリー化を検討します。

- ・ 駅南北通路（2箇所）、地下通路等

②自転車ネットワーク

歩行者と自転車の安全の確保や観光客等へのサービス向上を目的に、連続的な自転車走行空間や駐輪場、レンタサイクルシステムの確保を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ 歩行者、自転車双方にとって安全で快適な自転車走行空間を連続的に確保することを検討します。
- ・ 自転車走行空間の確保にあたっては、既存の大規模自転車道の活用および連続性の確保を検討します。
- ・ 既存計画との整合性を図り、駐輪場の整備を促進します。
- ・ 現在あるJR畷傍駅のレンタサイクル乗り捨てスペース等を活用し、観光客が快適に地区内外を観光できるレンタサイクルシステムの構築を検討します。

③案内サイン

歩行者や自転車等が、安全にわかりやすく移動できる案内とともに、歴史的観光資源を有する本地区の雰囲気醸し出す案内サインの整備を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ すべての人にわかりやすいサイン（ひらがな・外国語併記など）の整備を検討します。
- ・ 点字・音声案内の充実、移動支援のためのユビキタス*な環境づくりなど、障がい者等の円滑な移動に配慮した整備を検討します。

※ユビキタス：同時に、どこにでもあること。いたるところに存在する。

④都市シビック拠点周辺のアクセス改善

鉄道駅から遠くに位置する奈良県立医科大学付属病院や、かしはら万葉ホール等が立地する都市シビック拠点へのアクセスを改良するため、新たな交通手段の確保、連続した快適な歩行空間整備を検討します。

(6)ソフト対策

【整備方針】

①こころのバリアフリー

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでは十分ではありません。利用者のモラルや使い方によっては、それらが活かされず、十分な移動円滑化とはなりえません。また、物理的なバリアで困っている人も、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心で移動が可能になることもあります。

このため、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者等に対する理解を深め、行動につなげる「こころのバリアフリー」を推進します。

●こころのバリアフリーに向けた具体的取り組み

【広報・啓発】

内容	主な担当窓口
・住民の高齢者・障がい者等への理解促進	県：地域福祉課、障害福祉課・長寿社会課 市：障がい福祉課、高齢者支援室
・沿道住民（商店主など）に対するバリアフリーの理解促進	県：地域福祉課 市：都市計画課
・建築主・事業主に対するバリアフリーの啓発	県：建築課、地域福祉課 市：建築指導課
・職員・従業員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上	県：地域福祉課、障害福祉課、長寿社会課 市：人事課
・地域福祉啓発事業の促進	市：福祉総務課

【教育】

内容	主な担当窓口
・学校における福祉（心のバリアフリー）教育の実施	県：学校教育課 市：学校教育課
・住民に対する啓発活動、学習機会の提供	県：人権施策課 市：社会教育課

【市民活動の支援】

内容	主な担当窓口
・NPO・ボランティア等への活動支援や連携	県：協働推進課 市：市民協働課

②バリアフリー情報の提供

高齢者や障がい者等の利用者にわかりやすい形で必要な情報を提供することが重要です。バリアフリー情報の提供にあたっては、継続的な情報更新、管理主体の異なる施設等を包含した情報の提供が必要であり、行政、市民、福祉関係団体等の連携・協力のもとで推進します。

●バリアフリー情報の提供に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・バリアフリーマップ（バリアマップ）の作成・配布	県：地域福祉課、道路・交通環境課 市：都市計画課
・バリアフリー事例の紹介、事例集の作成	県：道路・交通環境課、建築課 市：都市計画課
・バリアフリー化事業等に関する情報（進捗状況、実施予定など）の開示	県：道路・交通環境課 市：都市計画課 その他各特定事業 担当部署
・工事情報の提供（現場での視覚情報以外の交通規制、施設利用制限等の情報の提供）	県：道路管理課 市：都市計画課 その他各特定事業 担当部署

③迷惑放置自転車及び路上看板等への対策

自動車の違法駐車については、公安委員会による取締りでの対応となりますが、駐輪及び自転車通行マナーの向上を図る取り組みを推進します。

また、歩道上への商品のはみ出し陳列や自動販売機・看板等の設置など、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導を推進します。

●迷惑自転車及び路上看板等の対策に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・放置自転車の撤去	県：交通企画課 市：市民協働課
・駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動	県：安全・安心まちづくり推進課 市：市民協働課
・自転車駐車場の整備	県：道路・交通環境課 市：市民協働課
・安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	県：安全・安心まちづくり推進課、道路・交通環境課 市：市民協働課

④観光地における来訪者への配慮

本地区は、今井町、クロスロードといった観光資源を有しており、観光客等にも配慮した取り組みを推進します。

●観光地における来訪者への配慮に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・観光特性（歴史性の保持）や景観等に留意した上で、の、わかりやすい案内表示（サイン）の設置	県：道路・交通環境課 市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課
・案内員の配置	市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課
・ボランティア等による移動支援	市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課

⑤工事中の対策

通路幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、誘導員の配置など、工事中であっても利用者が安全に安心して歩ける空間の確保、工事情報の提供などを行います。

主な担当窓口
県：道路・交通環境課 その他各特定事業 担当部署

⑥設計・施工者等への意識啓発・技術力向上

施設を設計・施工する人たちに対し、バリアフリーの整備に関する意識を高める活動や、技術力を向上させるための取り組みを推進します。

主な担当窓口
県：道路・交通環境課、建築課 市：契約検査課 その他各特定事業 担当部署

⑦バリアフリー化のための支援策について

移動等円滑化基本構想等を作成した後に、特定事業計画を着実に実現していくために事業者に対して支援策を用意することも重要です。

現在、支援制度は、公共交通機関や、公共施設のみならず民間施設向けの事業も用意されています。

今後これらを利用しながら、地方自治体としても、民間施設事業者が利用しやすい支援策の用意、支援策の活用を促進する取り組みを実施していきます。

主な担当窓口
県：建築課、地域福祉課 市：都市計画課

⑧進行管理について

移動等円滑化基本構想等を作成した後は、特定事業計画の作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要です。

これらをスムーズに進めていくために、構想等作成時の協議会を活用した組織の立ち上げ等により、関係事業者および利用者間の協議・調整や合意形成を円滑に進めます。

主な担当窓口
県：地域福祉課、道路・交通環境課 市：都市計画課